

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第五十三号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、第二十条第二号へ及びト並びに第三号ロ並びに第二十一条第二号へ及び第九号ただし書、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十号）第十九条第一項本文、第二十条第三号へ及びト並びに第四号ロ、第二十一条第三号へ並びに第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から適用する。

令和四年三月四日

厚生労働大臣 後藤 茂之

本則を次の表のように改正する。

改正後

第六 療担規則第十九条第一項本文及び療担基準第十九条第一項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用医薬品

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の別表に収載されている医薬品（令和四年十月一日以降においては別表第1に収載されている医薬品を、令和五年四月一日以降においては別表第2に収載されている医薬品を除く。）並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、焼セツコウ及び別表第3に収載されている医薬品

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬
インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性化血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性化複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与

改正前

第六 療担規則第十九条第一項本文及び療担基準第十九条第一項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用医薬品

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の別表に収載されている医薬品（令和三年十月一日以降においては別表第1に収載されている医薬品を、令和四年四月一日以降においては別表第2に収載されている医薬品を除く。）並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、焼セツコウ及び別表第3に収載されている医薬品

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬
インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性化血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性化複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与

（傍線部分は改正部分）

するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。)、プロスタグランジン₁₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水(本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。)、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコプラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つていゝる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。)、ダルベポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つていゝる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。)、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤(筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。)、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤

するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。)、プロスタグランジン₁₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水(本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。)、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコプラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つていゝる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。)、ダルベポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つていゝる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。)、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤(筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。)、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤

、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファアーゼ製剤、イミグルセラージェ製剤、エロスルファアーゼ アルファ製剤、ガルスルファアーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラージェ アルファ製剤、ラロニダールゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤及びレムデシビル製剤

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

(H) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ・ロ (略)

ハ 新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であつて、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

エブリスデイドライシロップ六〇mg、シアリス錠五mg、シアリス錠一〇mg、シアリス錠二〇mg、バイアグラ錠二五mg、バイアグラ錠五〇mg、バイアグラODフィルム二五mg、バイアグラODフィルム五〇mg、ガニレスト皮下注〇・二五mgシリンジ、セトロタイド注射用〇・二五mg、ウトロゲスタン腔用カプセル二〇〇mg、ルテナス腔錠一〇〇mg、ルテウム腔用坐剤四〇〇mg及びワンクリノン腔用ゲル九〇mg

(ロ)・(三) (略)

、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファアーゼ製剤、イミグルセラージェ製剤、エロスルファアーゼ アルファ製剤、ガルスルファアーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラージェ アルファ製剤、ラロニダールゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤及びビルトラルセン製剤

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

(H) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ・ロ (略)

ハ 新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であつて、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

ピクタルビ配合錠、ロソーゼット配合錠HD、ロソーゼット配合錠LD、テリルジー一〇〇エリプター四吸入用、テリルジー一〇〇エリプター三〇吸入用、シムツィザ配合錠、アイベータ配合点眼液、ドウベイト配合錠、ピフェルトロ錠一〇〇mg、キャブピリン配合錠、ソリクア配合注射液、ロスター、アイラミド配合懸濁性点眼液及びエブリスデイドライシロップ六〇mg

(ロ)・(三) (略)

第十の二 療担規則第二十条第三号ロ及び療担基準第二十条第四号

ロの厚生労働大臣が定める医薬品

第十第二号に規定する医薬品及び湿布薬

第十一 療担規則第二十一条第九号ただし書の矯正に係る厚生労働大臣が定める場合

一 (略)

二 歯科点数表の第2章第13部区分番号N000に掲げる歯科

矯正診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行うゴールデンハー症候群(鰓弓異常症を含む。)、鎖骨頭蓋骨異形成、トリリーチャ・コリンズ症候群、ピエール・ロバン症候群、ダウン症候群、ラッセル・シルバー症候群、ターナー症候群、ベックウイズ・ウイードマン症候群、顔面半側萎縮症、先天性ミオパチー、筋ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、顔面半側肥大症、エリス・ヴァンクレベルド症候群、軟骨形成不全症、外胚葉異形成症、神経線維症、基底細胞母斑症候群、ヌーナン症候群、マルファン症候群、プラダー・ウイリー症候群、顔面裂(横顔裂、斜顔裂及び正中顔裂を含む。)、大理石骨病、色素失調症、口腔・顔面・指趾症候群、メビウス症候群、歌舞伎症候群、クリツペル・トレノネー・ウエーバー症候群、ウイリアムズ症候群、ビンダー症候群、ステイツクラール症候群、小舌症、頭蓋骨癒合症(クルーゾン症候群及び尖頭合指症を含む。)、骨形成不全症、フリーマン・シエルドン症候群、ルビンスタイン・ティビ症候群、染色体欠失症候群、ラーセン症候群、濃化異骨症、六歯以上の先天性部分無歯症、CHARGE症候群、マーシャル症候群、成長ホルモン分泌不全性低身長症、ポリエックス症候群(XXX症候群、XXXX症候群及びXXXXX症候群を含む。)、リング18症候群、リンパ管腫、全前脳胞症、クラインフェルター症候群、偽性低アルドステロン症、ソトス症候群、線維性骨異形成症、スタージ・ウエーバ症候群、ケルビズム、偽性副甲状腺機能低下症、Ekman—Westbor

(新設)

第十一 療担規則第二十一条第九号ただし書の矯正に係る厚生労働大臣が定める場合

一 (略)

二 歯科点数表の第2章第13部区分番号N000に掲げる歯科

矯正診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行うゴールデンハー症候群(鰓弓異常症を含む。)、鎖骨頭蓋骨異形成、トリリーチャ・コリンズ症候群、ピエール・ロバン症候群、ダウン症候群、ラッセル・シルバー症候群、ターナー症候群、ベックウイズ・ウイードマン症候群、顔面半側萎縮症、先天性ミオパチー、筋ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、顔面半側肥大症、エリス・ヴァンクレベルド症候群、軟骨形成不全症、外胚葉異形成症、神経線維症、基底細胞母斑症候群、ヌーナン症候群、マルファン症候群、プラダー・ウイリー症候群、顔面裂(横顔裂、斜顔裂及び正中顔裂を含む。)、大理石骨病、色素失調症、口腔・顔面・指趾症候群、メビウス症候群、歌舞伎症候群、クリツペル・トレノネー・ウエーバー症候群、ウイリアムズ症候群、ビンダー症候群、ステイツクラール症候群、小舌症、頭蓋骨癒合症(クルーゾン症候群及び尖頭合指症を含む。)、骨形成不全症、フリーマン・シエルドン症候群、ルビンスタイン・ティビ症候群、染色体欠失症候群、ラーセン症候群、濃化異骨症、六歯以上の先天性部分無歯症、CHARGE症候群、マーシャル症候群、成長ホルモン分泌不全性低身長症、ポリエックス症候群(XXX症候群、XXXX症候群及びXXXXX症候群を含む。)、リング18症候群、リンパ管腫、全前脳胞症、クラインフェルター症候群、偽性低アルドステロン症、ソトス症候群、線維性骨異形成症、スタージ・ウエーバ症候群、ケルビズム、偽性副甲状腺機能低下症、Ekman—Westbor

99 「Ehlers-Danlos」症候群、常染色体重複症候群若しくはグリコサミノグリカン代謝障害（ムコ多糖症）、巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）、毛髪・鼻・指節症候群（Tricho-Rhino-Phalangia「症候群」）若しくはその他顎・口腔の先天異常に起因した咬合異常又は三歯以上の永久歯萌出不全に起因した咬合異常における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

三（略）

第十二 療担基準第二十条第四号口の処方箋の交付に係る厚生労働大臣が定める場合

一〜五（略）

六 自己連続携行式腹膜灌流に用いる薬剤の支給を目的とする処方箋を交付する場合

七（略）

八 エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合

九 ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合

十〜十三（略）

第十三 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（以下「薬担規則」という。）第二条の四及び療担基準第二十五条の四の保険薬局に係る厚生労働大臣が定める揭示事項

一 調剤点数表の第2節区分番号10の2に掲げる調剤管理料及び区分番号10の3に掲げる服薬管理指導料に関する事項

二 調剤点数表に基づき地方厚生局長等に届け出た事項に関する事項

三（略）

99 「Ehlers-Danlos」症候群、常染色体重複症候群若しくはグリコサミノグリカン代謝障害（ムコ多糖症）若しくはその他顎・口腔の先天異常に起因した咬合異常又は三歯以上の永久歯萌出不全に起因した咬合異常における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

三（略）

第十二 療担基準第二十条第四号口の処方箋の交付に係る厚生労働大臣が定める場合

一〜五（略）

六 自己連続携行式腹膜灌流に用いる薬剤の支給を目的とする処方箋を交付する場合

七（略）

八 エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合

九 ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合

十〜十三（略）

第十三 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（以下「薬担規則」という。）第二条の四及び療担基準第二十五条の四の保険薬局に係る厚生労働大臣が定める揭示事項

一 調剤点数表の第2節区分番号10に掲げる薬剤服用歴管理指導料に関する事項

二 調剤報酬点数表に基づき地方厚生局長等に届け出た事項に関する事項

三（略）

別表第1及び別表第2を次のように改める。



別表第1

第1部 内 用 薬		
品 名	規 格 単 位	
(あ)		
㊦ アレンドロン酸錠 35 mg 「テバ」	35mg1錠	
(す)		
スマトリブタン錠 50 mg 「アスペン」	50mg1錠	
(て)		
㊦ dl-塩酸メチルエフェドリン散 10% 「メタル」	10%1g	
(は)		
バラシクロビル顆粒 50% 「アスペン」	50%1g	
㊦ バラシクロビル錠 500 mg 「アスペン」	500mg1錠	
(ふ)		
㊦ パロキセチン錠 10 mg 「アスペン」	10mg1錠	
(ぶ)		
㊦ プロピペリン塩酸塩錠 20 mg 「武田テバ」	20mg1錠	
(ほ)		
ホリナート錠 25 mg 「武田テバ」	25mg1錠	
(み)		
ミノドロン酸錠 1 mg 「武田テバ」	1mg1錠	
(り)		
㊦ リシノプリル錠 20 mg 「タイヨー」	20mg1錠	
第2部 注 射 薬		
品 名	規 格 単 位	
(あ)		
㊦ アルベカシン硫酸塩注射液 25 mg 「テバ」	25mg0.5mL1管	
㊦ アルベカシン硫酸塩注射液 75 mg 「テバ」	75mg1.5mL1管	
㊦ アルベカシン硫酸塩注射液 100 mg 「テバ」	100mg2mL1管	
㊦ アルベカシン硫酸塩注射液 200 mg 「テバ」	200mg4mL1管	
(お)		
オクトレオチド皮下注 50 μg 「SUN」	50μg1mL1管	
オクトレオチド皮下注 100 μg 「SUN」	100μg1mL1管	
(け)		
ゲムシタピン点滴静注用 200 mg 「TYK」	200mg1瓶	

ゲムシタピン点滴静注用 1 g 「TYK」	1g1瓶	
(せ)		
㊦ 生食注シリンジ 「テバ」 20 mL	20mL1筒	
(そ)		
ゾレドロン酸点滴静注 4 mg / 5 mL 「テバ」	4mg5mL1瓶	
(と)		
㊦ ドパミン塩酸塩点滴静注液 100 mg 「タイヨー」	100mg5mL1管	
㊦ ドパミン塩酸塩点滴静注液 200 mg バッグ 「武田テバ」	0.1%200mL1袋	
ドパミン塩酸塩 50 mg 2.5 mL注射液	50mg2.5mL1管	
ドパミン塩酸塩 200 mg 10 mL注射液	200mg10mL1管	
(な)		
ナロキソン塩酸塩静注 0.2 mg 「第一三共」	0.2mg1mL1管	
(は)		
ハルトマンD液 「小林」	500mL1瓶	
ハルトマンD液 「小林」	500mL1袋	
(ふ)		
フィルグラスチム B S 注 75 μg シリンジ 「テバ」	75μg0.3mL1筒	
フィルグラスチム B S 注 150 μg シリンジ 「テバ」	150μg0.6mL1筒	
フィルグラスチム B S 注 300 μg シリンジ 「テバ」	300μg0.7mL1筒	
㊦ フルコナゾール静注液 0.2% 「F」	0.2%50mL1袋	
(へ)		
ヘパリン Na ロック用 10 単位 / mL シリンジ 5 mL 「テバ」	50単位5mL1筒	
ヘパリン Na ロック用 10 単位 / mL シリンジ 10 mL 「テバ」	100単位10mL1筒	
ヘパリン Na ロック用 100 単位 / mL シリンジ 5 mL 「テバ」	500単位5mL1筒	
ヘパリン Na ロック用 100 単位 / mL シリンジ 10 mL 「テバ」	1,000単位10mL1筒	
別表第2		
第1部 内 用 薬		
品 名	規 格 単 位	
(あ)		
アジスロマイシン錠 250 mg 「F」	250mg1錠	
アムロジピンODフィルム 2.5 mg 「QQ」	2.5mg1錠	

アムロジピンODフィルム 5 mg 「QQ」	5mg1錠	
㊦ アルジオキサ顆粒 10% 「トーワ」	10%1g	
アルファカルシドールカプセル 1.0 μg 「あすか」	1μg1カプセル	
アルファカルシドールカプセル 3.0 μg 「あすか」	3μg1カプセル	
(い)		
㊦ イコサペント酸エチル粒状カプセル 300 mg 「日本臓器」	300mg1包	
イコサペント酸エチル 300 mg粒状カプセル	300mg1包	
イソニアジド 50 mg錠	50mg1錠	
(え)		
㊦ エパロース粒状カプセル 300 mg F K 配合散	300mg1包 1g	
(お)		
㊦ オキシコドン錠 2.5 mg 「第一三共」	2.5mg1錠	
㊦ オキシコドン錠 5 mg 「第一三共」	5mg1錠	
㊦ オキシコドン錠 10 mg 「第一三共」	10mg1錠	
㊦ オキシコドン錠 20 mg 「第一三共」	20mg1錠	
オフトアルム K 配合錠	1錠	
(か)		
カナマイシンシロップ 5% 「明治」	50mg1mL	
(く)		
㊦ クラリシッド・ドライシロップ 10% 小児用	100mg1g	
㊦ クラリスロマイシン D S 小児用 10% 「科研」	100mg1g	
グランダキシン細粒 10%	10%1g	
クロルフェニラミンマレイン酸塩シロップ 0.05% 「NP」	0.05%10mL	
(け)		
㊦ ゲンチアナ末 N	10g	
㊦ ゲンチアナ末 「J G」	10g	
(こ)		
㊦ 合成ケイ酸アルミニウム原末 「マルイシ」	10g	
(さ)		
サブプレスタカプセル 5 mg	5mg1カプセル	
サブプレスタカプセル 10 mg	10mg1カプセル	
サブプレスタ顆粒 2%	2%1g	

(し)		
㊦ ジアスターゼ原末「マルイシ」	10 g	
㊦ 次硝酸ビスマス「東海」	1 g	
㊦ 重質酸化マグネシウム「ホエイ」	10 g	
(す)		
スタリビルド配合錠	1錠	
スマトリブタン錠 50 mg「F」	50mg1錠	
(せ)		
㊦ セフジトレンピボキシル小児用細粒 10%「サワイ」	100mg1 g	
(そ)		
ソバルディ錠 400 mg	400mg1錠	
ソロンカプセル 100	100mg1カプセル	
ソロン細粒 20 %	20%1 g	
ソロン錠 50	50mg1錠	
(た)		
タガメット細粒 20 %	20%1 g	
(て)		
TM配合散	1 g	
㊦ テモカプリル塩酸塩錠 1 mg「J G」	1mg1錠	
(と)		
ドネベジル塩酸塩OD錠 3 mg「TYK」	3mg1錠	
ドネベジル塩酸塩OD錠 5 mg「TYK」	5mg1錠	
ドネベジル塩酸塩OD錠 10 mg「TYK」	10mg1錠	
㊦ ドネベジル塩酸塩錠 3 mg「科研」	3mg1錠	
㊦ ドネベジル塩酸塩錠 3 mg「TYK」	3mg1錠	
㊦ ドネベジル塩酸塩錠 5 mg「科研」	5mg1錠	
㊦ ドネベジル塩酸塩錠 5 mg「TYK」	5mg1錠	
㊦ ドネベジル塩酸塩錠 10 mg「科研」	10mg1錠	
㊦ ドネベジル塩酸塩錠 10 mg「TYK」	10mg1錠	
トランドラプリル錠 0.5 mg「トローワ」	0.5mg1錠	
㊦ トリクロルメチアジド錠 2 mg「SN」	2mg1錠	
(な)		
ナディック錠 60 mg	60mg1錠	
(に)		
日粉コウジン末N	1 g	

㊦ 日粉センブリ・重曹散N	1 g	
ニフラン錠 75 mg	75mg1錠	
(は)		
バイナス錠 50 mg	50mg1錠	
バイナス錠 75 mg	75mg1錠	
ハiful配合顆粒	1 g	
㊦ バラシクロビル錠 500 mg「F」	500mg1錠	
バラシクロビル錠 500 mg「科研」	500mg1錠	
パラプロスト配合カプセル	1カプセル	
㊦ ハリゾン錠 100 mg	100mg1錠	
バリトゲンSHD	99.0%10 g	
バリトトップCT	1.5%300mL1瓶	
(ひ)		
ピコスルファートナトリウム 7.5 mg錠	7.5mg1錠	
㊦ ヒマシ油「マルイシ」	10mL	
(ふ)		
㊦ フェキソフェナジン塩酸塩錠 30 mg「CEO」	30mg1錠	
㊦ フェキソフェナジン塩酸塩錠 30 mg「ファイザー」	30mg1錠	
㊦ フェキソフェナジン塩酸塩錠 60 mg「CEO」	60mg1錠	
㊦ フェキソフェナジン塩酸塩錠 60 mg「ファイザー」	60mg1錠	
フェルターゼ配合カプセル	1カプセル	
フトラフルカプセル 200 mg	200mg1カプセル	
プラミペキソール塩酸塩錠 0.125 mg「AA」	0.125mg1錠	
プラミペキソール塩酸塩錠 0.5 mg「AA」	0.5mg1錠	
プロモクリプチン錠 2.5 mg「KO」	2.5mg1錠	
プロレナール錠 5 μg	5μg1錠	
(へ)		
ベックカプセル 5 mg	5mg1カプセル	
ベックカプセル 10 mg	10mg1カプセル	
ベック顆粒 2 %	2%1 g	
ベンコール配合錠	1錠	
ペントナ散 1 %	1%1 g	
ペントナ錠 4 mg	4mg1錠	
(ほ)		
ポラプレジック顆粒 15 %「タイヨー」	15%1 g	

(ま)		
マグテクト配合内服液		10mL
(め)		
㊦ メトクロプラミド錠 10 mg「あすか」	10mg1錠	
メブチン顆粒 0.01 %	0.01%1 g	
(も)		
㊦ モルベス細粒 2 %	2%1 g	
㊦ モルベス細粒 6 %	6%1 g	
(ら)		
㊦ ラフチジン錠 10 mg「AA」	10mg1錠	
(り)		
㊦ リン酸コデイン散 1 %「メタル」	1%1 g	
㊦ リン酸ジヒドロコデイン散 1 %「メタル」	1%1 g	
(ろ)		
ロコルナール細粒 10 %	10%1 g	
㊦ ロサルタンカリウム錠 25 mg「AA」	25mg1錠	
㊦ ロサルタンカリウム錠 50 mg「AA」	50mg1錠	
㊦ ロサルタンカリウム錠 100 mg「AA」	100mg1錠	
第 2 部 注 射 薬		
品 名		規 格 単 位
(あ)		
アルトフェッド注射液		200mL1瓶
アンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム 0.75 g 静注用		(0.75 g)1瓶
アンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム 1.5 g 静注用		(1.5 g)1瓶
アンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム 3 g 静注用		(3 g)1瓶
(い)		
イミグラン注 3		3mg1mL1管
(え)		
HMG筋注用 75 単位「あすか」	75単位1管(溶解液付)	
HMG筋注用 75 単位「F」	75単位1管(溶解液付)	
HMG筋注用 150 単位「あすか」	150単位1管(溶解液付)	
HMG筋注用 150 単位「F」	150単位1管(溶解液付)	
エポプロステノール静注用「F」専用溶解液		50mL1瓶
エポプロステノール静注用 0.5 mg「F」		0.5mg1瓶

エポプロステノール静注用 1.5 mg 「F」	1.5mg1瓶	(に) ニカルジピン塩酸塩 25 mg 25 mL注 射液	25mg25mL1瓶	(さ) ㊦ 酸化亜鉛原末「マルイシ」	10 g
(お) オメプラール注用 20	20mg1瓶	(は) ハイカリックNC-H輸液	700mL1袋	サンチンク点眼液 0.2 %	0.2%5mL1瓶
オンダンセトロン注射液 2 mg 「F」	2mg1mL1管	ハイカリックNC-N輸液	700mL1袋	(し) ジクロフェナク Na 点眼液 0.1 % 「SN」	0.1%1mL
オンダンセトロン注射液 4 mg 「F」	4mg2mL1管	ハイカリックNC-L輸液	700mL1袋	㊦ 次没食子酸ビスマス原末「マルイ シ」	1 g
(か) ㊦ カルボプラチン点滴静注液 150 mg 「サワイ」	150mg15mL1瓶	パミドロン酸二 Na 点滴静注用 15 mg 「F」	15mg1瓶	(つ) ㊦ ソロブテロールテープ 0.5 「EM EC」	0.5mg1枚
㊦ カルボプラチン点滴静注液 150 mg 「TYK」	150mg15mL1瓶	パミドロン酸二 Na 点滴静注用 30 mg 「F」	30mg1瓶	㊦ ソロブテロールテープ 1 「EME C」	1mg1枚
㊦ カルボプラチン点滴静注液 450 mg 「サワイ」	450mg45mL1瓶	(ひ) ピリヴァイジェン 10 %点滴静注 5 g / 50 mL	5 g 50mL1瓶	㊦ ソロブテロールテープ 2 「EME C」	2mg1枚
㊦ カルボプラチン点滴静注液 450 mg 「TYK」	450mg45mL1瓶	ピリヴァイジェン 10 %点滴静注 10 g / 100 mL	10 g 100mL1瓶	(て) デスマプレシン点鼻液 0.01 %協 和	250μg1瓶
コロナリーH輸液	700mL1袋	ピリヴァイジェン 10 %点滴静注 20 g / 200 mL	20 g 200mL1瓶	(の) ノイボルミチン点眼液 1 %	1%5mL1瓶
コロナリーM輸液	700mL1袋	(へ) ベクロニウム静注用 4 mg 「F」	4mg1管(溶解液付)	(ひ) ピバレフリン点眼液 0.04 %	0.04%1mL
コロナリーL輸液	700mL1袋	ベクロニウム静注用 10 mg 「F」	10mg1瓶	ピバレフリン点眼液 0.1 %	0.1%1mL
(き) ㊦ キサンボンS注射液 20 mg	20mg2.5mL1管	(ら) ラクトリンゲル液「フソー」	200mL1瓶	(ふ) ㊦ フェノール水「ニッコー」	10mL
㊦ キサンボンS注射液 40 mg	40mg5mL1管	ラクトリンゲルS注「フソー」	200mL1瓶	㊦ フェノール「ニッコー」	10mL
㊦ キサンボン注射用 20 mg	20mg1瓶	ラクトリンゲルM注「フソー」	200mL1瓶	㊦ 複方ヨード・グリセリン「マルイ シ」	10mL
㊦ キサンボン注射用 40 mg	40mg1瓶	ラニチジン注 50 mg シリンジ「N P」	50mg2mL1筒	プレドニゾン酢酸エステル眼軟 膏 0.25 % 「ニッター」	0.25%1 g
(し) シプロフロキサシン 300 mg 150 mL 注射液	300mg150mL1袋	ラニチジン注 100 mg シリンジ「N P」	100mg4mL1筒	(ほ) ㊦ ホウ酸原末「マルイシ」	10 g
シプロフロキサシン 300 mg 250 mL 注射液	300mg250mL1袋	(り) リプラス 1号輸液	200mL1瓶	(み) ミコナゾール硝酸塩 1 % クリーム	1%1 g
(す) ㊦ スルペラゾンキット静注用 1 g	(1 g)1キット(生理食 塩液100mL付)	リプラス 3号輸液	200mL1瓶	(む) ムコゾーム点眼液 0.5 %	0.5%1mL
(そ) ゾレドロン酸点滴静注液 4 mg / 100 mL バッグ「日医工」	4mg100mL1袋	第 3 部 外 用 薬		(も) モクタル	10 g
(た) ㊦ タゾピペ配合静注用 2.25 「ファ イザー」	(2.25 g)1瓶	品 名	規 格 単 位	(よ) ㊦ ヨードチンキ「マルイシ」	10mL
㊦ タゾピペ配合静注用 4.5 「ファ イザー」	(4.5 g)1瓶	(あ) アクリノール消毒液 0.1 % 「東 豊」	0.1%10mL	(ら) ラベンダー油	1mL
タゾピペ配合点滴静注用バッグ 2.25 「ファイザー」	(2.25 g)1キット(生理 食塩液100mL付)	㊦ アンモニア水「マルイシ」	10mL		
タゾピペ配合点滴静注用バッグ 4.5 「ファイザー」	(4.5 g)1キット(生理 食塩液100mL付)	(え) ㊦ 液状フェノール「ニッコー」	10mL		
		(お) ㊦ ※黄色ワセリン (小堺)	10 g		
		(き) ㊦ 希ヨードチンキ「マルイシ」	10mL		

(れ)
㊦ レボフロキサシン点眼液 0.5 %
「Y D」 0.5%1mL

㊦ レボフロキサシン点眼液 1.5 %
「Y D」 1.5%1mL

(ろ)
ロキソプロフェン Na テープ
100 mg 「E E」 10cm×14cm1枚